

上尾市訓令第 12 号

本 庁

出先機関

上尾市立保育所運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 28 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立保育所運営規程の一部を改正する訓令

上尾市立保育所運営規程（平成 27 年上尾市訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「上尾市立保育所条例（平成 27 年上尾市条例第 13 号。以下「市立保育所条例」という。）第 8 条第 1 項」を「基準条例第 13 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「上尾市立保育所条例施行規則（平成 27 年上尾市規則第 24 号。以下「条例施行規則」という。）第 4 条第 1 項及び別表第 1」を「上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則（平成 27 年上尾市規則第 26 号）第 3 条第 1 項及び別表」に改め、同条第 3 項中「市立保育所条例第 8 条第 4 項」を「上尾市立保育所条例（平成 27 年上尾市条例第 13 号）第 8 条第 4 項」に改め、同条第 4 項中「条例施行規則別表第 2」を「上尾市立保育所条例施行規則（平成 27 年上尾市規則第 24 号）別表」に改め、同条第 5 項の表卒園遠足代の項中「以下この表において同じ。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の上尾市立保育所運営規程第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の上尾市立保育所の利用に係る費用について適用し、施行日以前の上尾市立保育所の利用に係る費用についてはなお従前の例による。